

開成町給食のしおり



問合せ先

開成町役場 学校教育課

電 話 0465-82-5221（直通）

平 日 午前 8：30～午後 5：15

～ 目 次 ～

開成町の給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
開成町の給食費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
給食費に関する届出の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
入園・入学や転入時に行う手続き・・・・・・・・・・	4
給食費の支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	5
各種手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
補助金等の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・	7

開成町の給食

給食は教育の一環として実施され、成長期にある園児・児童・生徒に栄養バランスのとれた安全・安心な食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを目的とする教育活動として位置づけられています。開成町の給食は、町内産の野菜や県産食材を積極的に使用しながら、食事内容の充実を図り、衛生面や食材の安全対策を徹底して「安全・安心・おいしい給食」の提供を心掛けています。

開成町の給食費

開成町では、開成幼稚園、開成町立小学校及び開成町立中学校の給食費を町が管理します。このしおりは、給食費のお支払いや各種手続き等を記載しています。給食は保護者の皆様の給食費によって提供されています。よくお読みいただき、適切な給食の運営にご協力をお願いいたします。

給食費に関する届出

【全員提出してください】

書 類	説 明
① ・給食申込書【様式1】	在学中の園児・児童・生徒 通園・学予定の児童・生徒 【提出先】在学中の園・学校 通園・学予定の園学校
② ・口座振替依頼書 ・クレジットカード払い依頼書 (どちらか選択してください)	在学中の園児・児童・生徒 通園・学予定の児童・生徒 【提出先】在学中の園・学校 通園・学予定の園学校

【該当する場合、提出してください】

③ ・給食停止届【様式2】 ・食物アレルギー対応表	事由に当てはまる場合に提出してください。 【提出先】園・学校
---------------------------------	-----------------------------------

【給食費の金額が変更になった場合、お送りします】

④ ・給食費精算通知書【様式3】	学期末に精算処理を行い、申請者（保護者）からお支払いいただいた金額及び増額または減額される金額を再計算します。期毎の給食費が変更となった方には園・学校から通知をお送りします。
---------------------	---

入園・入学や転入時に行う手続き

1. 給食申込書（保護者から園・学校へ提出）

開成町と保護者との給食の提供に関する契約関係を明確にするために、給食の提供を申し込む場合には、「給食申込書」の提出が全員（園児・児童・生徒 1 人につき、それぞれ 1 枚）が必要です。また、食物アレルギー等の理由により学校給食の提供を辞退する場合も、必ず提出してください。

提出期限：入園・入学時は園学校の指定する日、転入時は 1 週間以内

2. 口座振替依頼書・クレジットカード払い依頼書（園・学校へ提出）

給食費は口座振替又は、クレジットカードでお支払いいただきます。「口座振替依頼書又は、クレジットカード払い依頼書」を園・学校に提出してください。なお、手数料は開成町が負担します。（※滞納時に発行する納付書の手数料は保護者負担となります。）

提出期限：入園・入学時は園学校の指定する日、転入時は 1 週間以内

※口座振替の登録 2 か月程度かかります。転入時の支払いは、登録完了後、最も近い支払期日に合算のうえ徴収します。

給食費の支払いについて

給食費は、以下の金額を「9期」に分け、お支払いいただきます。

1. 給食費の金額

給食の運営にかかる経費は、法令の規定により学校設置者（町）と保護者のそれぞれで、運営に係る経費を町、保護者が食材費を負担することになっております。保護者の皆様にご負担いただく金額は下表のとおりです。

幼稚園	3, 200円／月	240円／食
小学校	4, 400円／月	260円／食
中学校	4, 900円／月	310円／食

上記は、令和4年度の参考価格です。

2. 支払方法

口座振替依頼書または、クレジットカード払い依頼書により「口座振替」「クレジットカード」を選択いただけます。なお、支払時にかかる手数料は開成町が負担しますが、滞納により納付書が発行される場合、その発行手数料及び支払手数料は保護者負担となります。

3. 納期限

以下の予定で選択いただいた方法で支払い処理を実施します。納期限までに口座への入金を忘れずにお願いします。

1期		2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
4月分	5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
5/25		6/25	7/25	9/25	10/25	11/25	12/25	1/25	2/25	

上記の納期限は、銀行振替の場合です。クレジットカード払いは各クレジットカード会社支払日に準じます。

- 支払日は予定です。
- 支払日が土・日・祝日にあたる場合は、翌平日に実施します。
- 支払処理は各納期限に1回のみ行います。
- 残高不足等で支払処理が完了できない場合、督促状を発行します。その月の支払い分は翌月の支払いに合算し請求しますので、納期限の前日までに口座への入金を忘れずにお願いします。その後、滞納される場合、納付書での支払いとなり、その手続きに関する手数料は保護者負担となります。なお、滞納が継続される場合、法的措置の手続きに移行します。滞納については、給食事業運営に多大な支障をきたすため、厳格に対応いたします。（給食費支払いが困難な場合は、P7（補助金等の活用について）をご参照ください。

各種手続きについて

1. 申込内容を変更する

(1) 給食を停止・再開する

給食日数 10 日以上連続（2 月にまたがる場合を含む。）して欠席した場合は還付の対象となりますのでお通いの園または学校に給食再開停止届を提出してください。

還付は給食の給食停止届のあった日から 5 食分を減じ、以後の欠食回数分を還付します。また、給食を再開する場合も園または学校に申し出てください。

なお、還付分は、原則、学期末の支払い分を減額し請求します。

（例）欠食回数 14 回の場合の還付例

$$260 \text{ 円（小学校単価／日）} \times (14 \text{ 日} - 5 \text{ 日}) = 2,340 \text{ 円}$$

日	月	火	水	木	金	土
	属出日	還付しない期間（5日間）				
1	2	3	4	5	6	7
		還付する期間				
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

(2) 月の途中における転入について

1. 転入者については、園または学校に給食申込書を提出し、給食を開始する日から徴収します。支払は登録完了後、最も近い支払期日に合算し請求します。（登録は 2 か月程度かかります。）

$$1 \text{ 食あたりの単価} \times \text{給食回数}$$

(3) 月の途中における転出について

転出により給食を停止する場合は、園または学校に給食停止届を提出してください。

請求等については、以下のとおりです。

① その月の給食費を徴収している場合の還付

$$\text{給食費} - (1 \text{ 食あたりの単価} \times \text{給食回数})$$

② その月（月額）の給食費を徴収していない場合の徴収

$$1 \text{ 食あたりの単価} \times \text{給食回数}$$

還付する際は、給食停止届に記載いただく口座に振り込みます。

（４）食物アレルギー等の対応について

園児・児童・生徒の事情により、食物アレルギー等で牛乳が飲めないという場合は、医師の診断のもと園・学校と相談の上、牛乳の提供を停止することができます。その場合、学校給食費を一度満額お支払いいただき、学期末毎に【４期（９月）、８期（１月）】の給食費から差し引きます。また、９期（２・３月）分は、翌年度５月末までに町からご指定の銀行口座へ返金します。

例：給食費 4,400 円で 1・2 期お支払いいただき 500 円返金がある場合、４期の請求が 3,900 円となります。

（５）支払方法等の変更について

登録情報に変更がある場合、口座振替依頼書または、クレジットカード払い依頼書を学校に提出してください。

補助金等の活用について

対象となる世帯については、以下の補助金を活用することができます。

①就学援助・就学奨励費

以下の制度は、毎年４月下旬に学校を通じご家庭に周知しますので、期日（毎年５月中旬ころ）までにご申請ください。なお、年度の途中であっても、対象となる場合、申請いただいた月の翌月から認定を受けることもできます。

・就学援助

就学援助制度とは、経済的理由のため就学困難な学齢児童及び学齢生徒に就学に必要な学用品費、給食費等（実費全額）を援助する制度です。

当該児童生徒の世帯の所得金額をもとに、学校長の所見等を参考に検討し、認定された方がこの制度を受けることができます。

・就学奨励費

小学校、中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な経費の一部について補助を実施する制度です。

②幼稚園給食費の副食費減免制度

以下の１または２の要件にあたる方については副食費が免除になります。副食費が免除になる世帯には、学校教育課から通知にてご連絡します。

- １．令和３年１月～１２月の収入が３６０万円（所得割 ７７,１０１円）未満相当世帯の方
- ２．小学校３年生以下の子どもを年齢の高い順に数えて、該当園児が３番目以降の子どもであること

田舎モダン



開成町

k a i s e i t o w n

令和4年11月1日 発行